

登米市下水道使用料について

市では、平成17年4月1日の合併に伴い旧町で整備した下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備推進事業）の使用料を5月分から統一しました。

旧町での下水道使用料の算定方法については、世帯人数で算出していた町と、上水道の使用水量で算出していた町がありましたが、すべての下水道事業の使用料を上水道の使用水量に応じて算出する方法に統一されています。

また、下水道料金の支払方法については、登米市水道事業所より送付される納入通知書で納める方法と、口座振替があります。すでに水道事業所をご利用の方は水道事業所の支払方法と同様となります。

下水道使用料金表（1カ月）

基本料金		超過料金	
使用水量	料金	使用水量	料金
10m ³ まで	1,155円	11m ³ ～ 20m ³	1 m ³ につき120円
		21m ³ ～ 50m ³	1 m ³ につき126円
		51m ³ ～ 200m ³	1 m ³ につき136円
		201m ³ ～	1 m ³ につき147円

登米市下水道排出汚水量の認定制度について

市では水道水以外（井戸水など）をお使いの方および醸造業、製氷業そのほかの営業者に対し、使用水量が下水道に流す汚水量と大きく異なる場合、排出汚水量を認定して使用料を決定します。

また、下記の場合も内容を審査し認定しますので、認定の申請をする方は「排出污水申告書」を建設部下水道管理課まで提出してください。

－認定制度に該当する使用例－

1. 牛や豚など畜舎で使用している場合
2. 年間を通じて、ビニールハウスなどで野菜や草花の栽培に使用している場合
3. 製造業などで製品に多量の水を使用している場合
4. 育苗などで一時的に使用する場合（原則として1ヵ月分のみ）

【問い合わせ】建設部下水道管理課 ☎0220 (34) 2359

視聴覚センターで講習会を開催します(8月)

講習会の受講料はすべて無料です。専門の講師がわかりやすく教えてくれます。お気軽に参加ください。

【申し込み・問い合わせ】

登米市視聴覚センター
☎0220 (22) 5219



日	曜日	講習会名	講習時間	定員
7	日	夏休み親子映画鑑賞会（会場：祝祭劇場大ホール）	9：00～16：00	10人
9	火	Webページ作成講習会	9：00～16：00	10人
10	水	プレゼンテーション講習会	9：00～16：00	10人
18	木	デジタルカメラ講習会	10：00～16：00	10人
19	金	デジタルビデオ講習会	10：00～16：00	10人
23	火	パソコン編集機操作講習会④（ビデオなどの編集）	10：00～16：00	4組
25	木	らくらくパソコン講習会②（ワード）	18：00～21：00	10人
26	金	らくらくパソコン講習会②（ワード）	18：00～21：00	10人

「登米市行財政改革推進委員会」委員を募集します

市政に広く市民の意見を反映させ、市民と共に市政を推進するため、登米市行財政改革推進委員会の委員を募集します。

【募集人数】10人

【応募資格】

- ①登米市に住所を有し、現に居住している方
- ②登米市の行財政改革の推進に関心のある方
- ③公共性の観点から意見の述べられる方
- ④登米市の職員および市議会議員でない方

【任期】委嘱の日から2年間

【内容】登米市が策定する行財政改革大綱や実施計画などに対し意見を述べることで、登米市の行財政改革の推進に関し意見を述べることで。

【応募方法】下記の事項を記載した「応募申込書」と「作文」を郵送、持参のほか、FAXおよび電子メールで応募ください。なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください。

(ア)住所・氏名・電話番号・性別・生年月日

(イ)職業・勤務先

(ウ)経歴（職歴、学歴など参考となる事項）

(エ)地域での活動状況

(オ)応募した理由

※応募申込書は、各総合支所総務課および企画

部行政改革推進課に備え付けてありますが、登米市ホームページからもダウンロードできます。任意の様式でも可とします。

※作文は「行財政改革に期待すること」と題し、400～800字程度。作文様式の定めはありませんので、原稿用紙などを使用してください。

【応募期間】8月1日（月）～8月30日（火）【必着】郵送の場合は当日消印有効

【選考方法】選考委員会において候補者を選考し、市長が決定します。選考の結果は、9月中に応募者全員に通知します。

【応募先・問い合わせ】

〒987-0511

登米市追町佐沼字中江二丁目6番地1

登米市役所企画部行政改革推進課

「登米市行財政改革推進委員会」委員公募係

☎0220 (22) 2157

FAX0220 (22) 9164

<http://www.city.tome.miyagi.jp/>

✉gyoseikaikaku@city.tome.miyagi.jp

児童扶養手当・特別児童扶養手当をご存知ですか？

児童扶養手当は、父親のいない児童の母親や父親が重い障害のある児童の母親、母親に代わってその児童を養育している方に支給されます。

特別児童扶養手当は、心身に障害のある児童の父親または母親、父母に代わってその児童を扶養する方に支給されます。

◇児童扶養手当の支給要件

- イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ロ 父が死亡した児童
 - ハ 父が政令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
 - ニ 父の生死が明らかでない児童
 - ホ 父が引き続き1年以上遺棄している児童
 - ヘ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ト 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - チ 母が婚姻に寄らないで懐胎した児童であるか不明な児童
- ※特別児童扶養手当は、対象児童が児童（社会）福祉

施設などに入所しているときは対象になりません。

◇手当月額

【児童扶養手当】児童1人の場合、41,880円
（2人目は5,000円、3人目以降は3,000円の加算）

【特別児童扶養手当】障害の程度により
1級50,900円、2級33,900円

※受給者、扶養義務者の所得により支給停止になる場合があります。

【問い合わせ】福祉事務所社会福祉課児童福祉係
☎0220 (58) 5551

= 8月は児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の時期です =

受給者の方は、年1回この時期に、現況届（所得状況届）の提出が義務付けられています。

受付日時、必要書類については、個別に通知します。届け出をしないと、手当が差し止められたり、受給資格が無くなる場合もあります。期間内に忘れず提出してください。

農振除外について

農振除外申請の締め切りは、5月末、8月末、11月末、2月末の年4回です。

◇まずはご相談ください。

農用地などを農用地など以外の用途（宅地など）に利用しようとする場合、その土地が農振農用地に指定されているかどうか総合支所の産業建設課で確認してください。その際は「字名・地番」が必要です。電話でも確認できます。確認の結果、土地が農振農用地であった場合、総合支所の産業建設課へ農用地利用計画変更の申し出（農振除外申請）をしてください。

ただし、次の4つの要件を満たしていなければなりません。
①農用地区域以外に代替できる土地がないこと

②農用地の集団化、農作業の効率化などに支障を及ぼすおそれがないこと

③農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

④国の直轄または補助による土地改良事業などの工事が完了した年度から起算して

8年を経過した土地であること

◇農用地利用計画変更の申し出（農振除外申請、軽微な変更）

【必要書類】

①農用地利用計画変更申出書

②案内図（住宅地図など）申請地の場所を確認できるもの

③公図の写し

④事業計画書（申請地をどのよう
に利用するか縮小図に書く）

⑤土地登記簿謄本

⑥委任状（代理人申請の場合）

【受付期間】

5月、8月、11月、2月の月末が申請締め切りです。

※例えば8月申請の場合、除外認可は1月末、軽微な変更は11月上旬となります。

※軽微な変更とは：農振農用地を農業用施設用地（畜舎、堆肥舎、農機具置き場などに利用）に変更すること

【問い合わせ】

産業経済部農林振興課
0220（34）2716

各総合支所産業建設課



年金だより

特別障害給付金制度が
始まりました。

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などの受給権を有していない障害者の方に対し、福祉的措置として創設された制度です。

◇支給の対象となる方

国民年金の任意加入対象者で①、②のいずれかに該当し、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害状態にある方。

①昭和61年3月以前に被用者年金制度などに加入をされていた方の配偶者

②平成3年3月以前の学生
なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象となりません。

◇請求するときの注意点

請求書の受け付けは、平成17年4月1日から各総合支所市民福祉課で開始しています。

給付金の支給は、請求書を受け付けした月の翌月分からとなりますので、早めに請求書を提出してください。
必要な書類などがすべてそろわない場合であっても、請求書の受け付けを行っています。※不足している必要書類については、後日提出をお願いします。

必要書類などがすべてそろわない場合であっても、請求書の受け付けを行っています。※不足している必要書類については、後日提出をお願いします。

◇支給額（平成17年度）

1級 月額5万円
2級 月額4万円

※障害者手帳の等級とは異なります。

◇本人の所得が一定の額以上のときは、支給額が制限される場合があります。

◇老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給されている場合、その受給額分を差し引いた額を支給します。

※受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は支給されません

◇経過的福祉手当を受給している方が、特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の支給は停止されます。

【問い合わせ】

市民生活部市民課
0220（58）2118

迫図書館

新刊紹介



大人向け

- ◇孤宿の人（上・下）
- ◇半島を出よ（上・下）
- ◇幸福な結末
- ◇泣かない女はいない
- ◇この本が、世界に存在することに

- ◇はじめてだったころ
- ◇15歳の「お遍路」
- ◇夢をつかむイチロー262のメッセージ
- ◇30秒疲れ取りヨーガ
- ◇思い出になるおべんとう

子ども向け

- ◇なんだってしてあげるよ
- ◇寿限無
- ◇知らざあ言つて聞かせやしよう
- ◇がちようのたんじょうび
- ◇大人にはないしょだよ31
- ◇かいけつゾロリのにんじや
- ◇大きくせん
- ◇デルトラ・クエストIII
- ◇4最後の歌姫
- ◇ブンダバー8
- ◇セブンス・タワー第七の塔
- ◇VI紫の塔
- ◇デモナータ① ロードロス